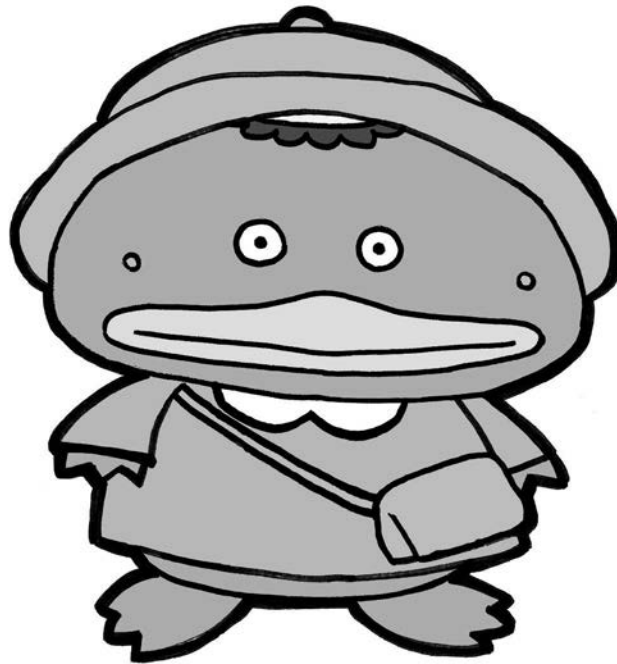


令和2年度版
志木市

保育施設利用案内



カパル©(財)志木市文化スポーツ振興公社 <http://www.sbs.or.jp>

！ご注意ください！

- ※ この冊子には、保育施設等を申請・利用するにあたっての注意事項などが記載されております。
必ず、よくお読みになった上で申請してください。
- ※ 保育料未納の方については、随時、納付の相談を受け付けています。
- ※ この冊子は入園後も保存してください。
- ※ 1号認定（教育認定部分）についても掲載しております。また、資料として、新制度に移行していない幼稚園の情報も掲載しております。詳細は、直接各園へお問い合わせください。
- ※ この冊子の情報は更新されることがありますので、随時、市ホームページをご確認ください。

志木市福祉事務所長

問い合わせ先：志木市役所 子ども家庭課 048-473-1111（代表）
048-472-3215（FAX）
E-mail： kodomo@city.shiki.lg.jp
URL： <http://www.city.shiki.lg.jp>

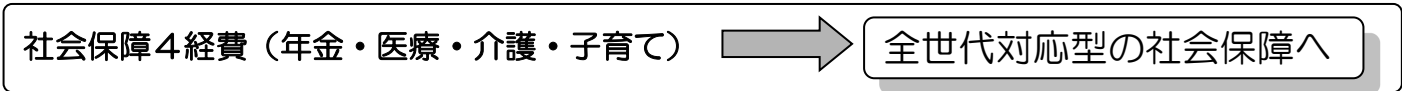
～目次～

- 子ども子育て支援新制度について …3～4
- マイナンバーの記載方法について …5～6
- 志木市内保育施設一覧表 …7～8
- 小規模保育施設連携先について …9
- 入園申込受付期間 …10
- 入園の決定方法 …11
- 申請に必要な書類 …12
- 入園までの流れ …13～15
- 市外の保育園について …16～17
- 注意事項について（※必ずお読みください） …18～20
- 保育料について …20～25
- ひまわり保育（障がい児保育）について …26
- その他の保育制度 …27
- よくある質問 …28～29
- 実施基準表（点数表） …30～32
- 幼稚園・保育施設紹介ページ
カパルぬりえ、志木市保育園マップ …33～



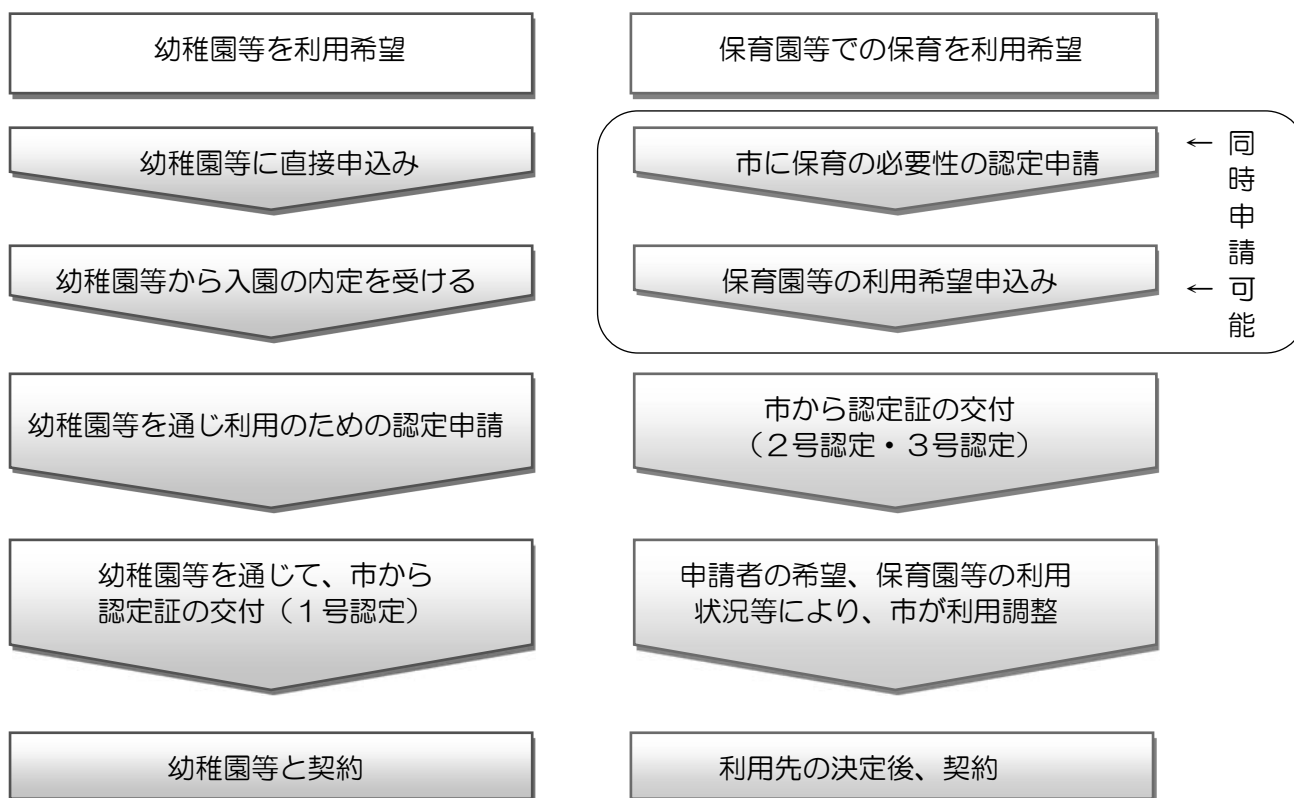
少子化や待機児童問題など、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て関連3法）が平成27年度よりスタートしました。

教育・保育の「質」と「量」の両面から、子育てを社会全体で支えています。



1. 子ども・子育て支援新制度（以下、本制度）の利用の流れ

本制度では、3つの認定区分に応じて施設などの利用先が決まっていきます。
 ※手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。



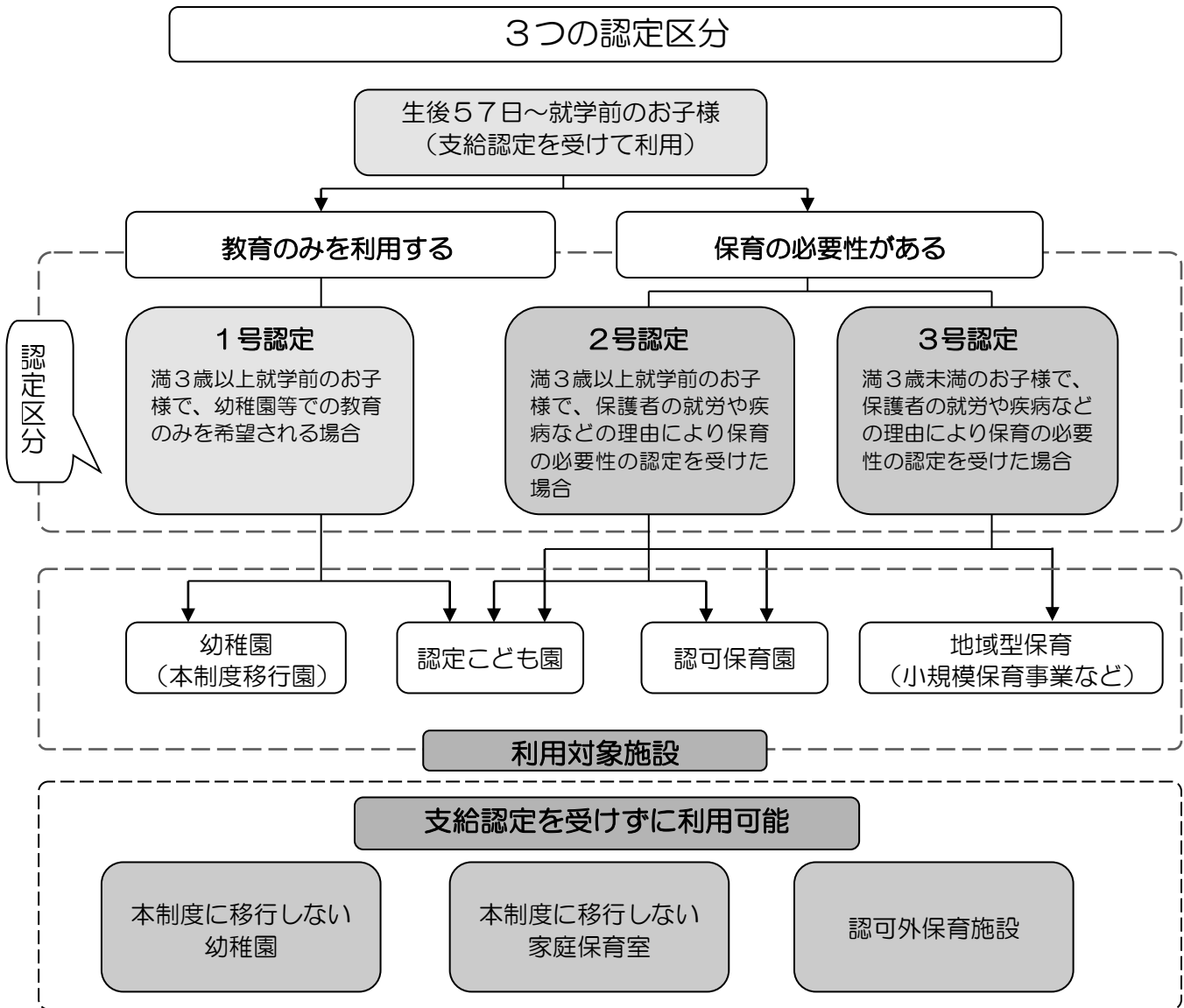
2. 保育の必要性について

保育園等での保育を希望される場合の保育認定（2号、3号認定）に当たっては、以下の3点が考慮されます。

- ① **保育を必要とする事由**
 就労、疾病等、保育園等を必要とする理由となるものです。
 ※詳しくは、P11をご覧ください。
- ② **保育の必要量**
 就労を理由とする利用の場合、保育標準時間、保育短時間のいずれかに区分されます。
 ※詳しくは、P11をご覧ください。
- ③ **優先利用への該当の有無**
 「保育を必要とする事由」以外に、保育の優先的な利用が必要と判断される場合（ひとり親家庭、生活保護世帯など）に、考慮するものです。

3. 教育・保育の支給認定について

施設型給付・地域型保育給付対象施設（事業）の利用を希望する際には、お子様の年齢や保育の必要性などに応じた「支給認定」を受ける必要があります。保護者からの申請を受けて、市は客観的基準に基づき、下記のような区分を判定し、「支給認定書」を発行します。



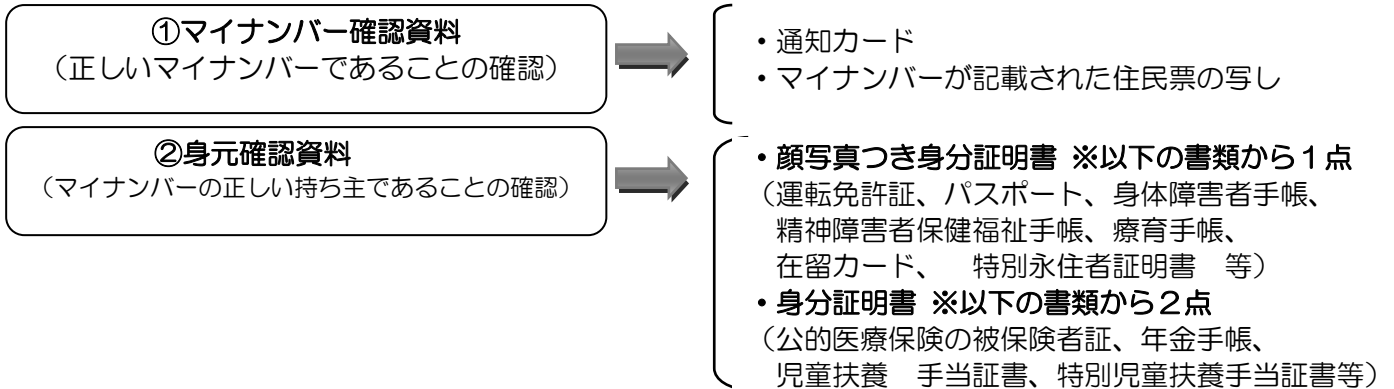
※保育短時間（基本的な保育時間）・保育標準時間を超える利用について

保育短時間・標準時間を超える利用につきましては、延長保育となります。
園によって延長保育料は異なりますので、詳しくは各園にご確認ください。

マイナンバーの記載方法について

保育園等の入園手続きでは、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請兼施設利用申込書」に、申請者である保護者のマイナンバーの記載・掲示が必要になりました。
また、下記により、マイナンバーの確認を行いますので、必要書類をご持参ください。

1. 保護者がマイナンバーを記載した申請書を提出する場合

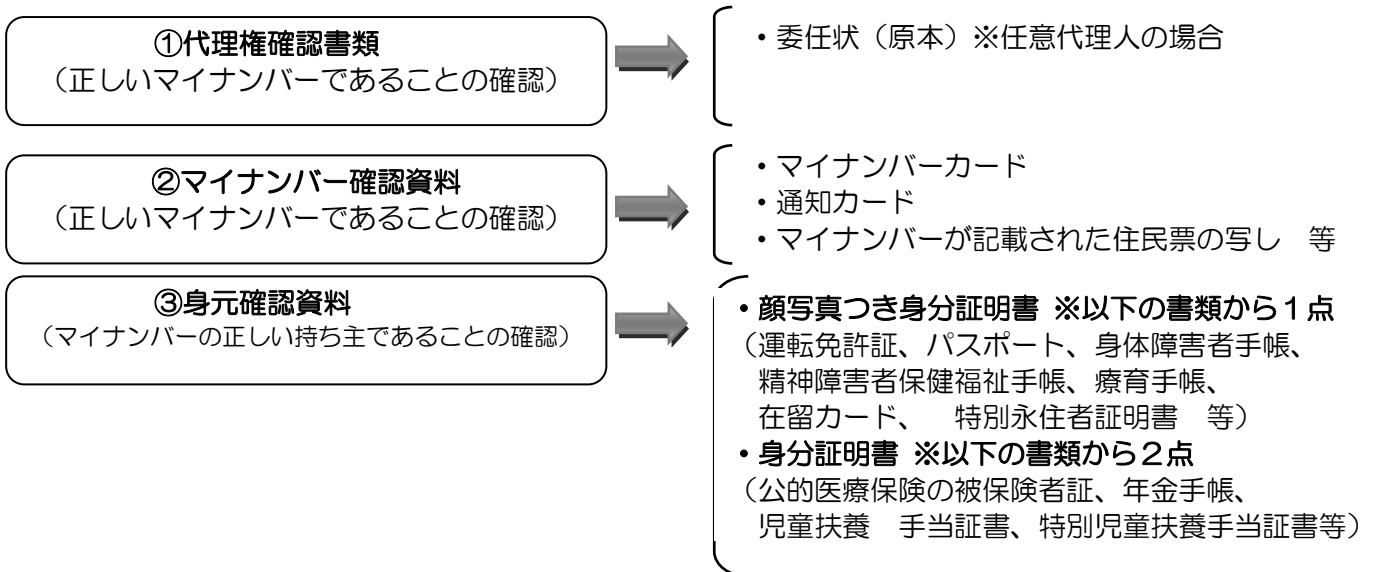


※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。

例) お父様とお母様、お子様が窓口に来庁されて、申請を行う場合

- お父様のマイナンバーカード
 - お母様の通知カードと、お母様の運転免許証
- } 以上3点が必要となります。

2. 代理人が保護者のマイナンバーを記載した申請書を提出する場合



例) お母様とお子様のみが窓口に来庁されて、申請を行う場合

- お父様の委任状
 - お父様のマイナンバーカード
 - お母様の通知カードと、お母様の運転免許証
- } 以上4点が必要となります。

注意点

マイナンバー確認資料の提出が難しい場合や、マイナンバーの確認が困難なときには、マイナンバーの記入がなくても、申請書は受理いたします。

MEMO

		志木市内保育施設一覧表														
		園名	所在地	電話	受入年齢	受入枠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	駐車場		
施設型	市立	いろは保育園	本町1-1-67	472-5239	8か月になった翌月～	80	9	12	14	15	15	15	○	×		
		北美保育園	中宗岡4-1-11	472-9173	1歳児から5歳児まで	104	0	15	28	30	30			×		
		西原保育園	幸町3-9-52	472-6677	1歳児から5歳児まで	87	0	15	24	24	24	○		×		
	私立	アスク志木駅前保育園	本町5-20-15	476-6314	57日以降2歳児まで	30	8	10	12						×	
		よつば保育園	館2-6-11A アルゼト2階	471-1010	57日以降5歳児まで	60	6	10	11	11	11	11			○	
		愛児舎アンファンシエリ	館2-7-7	474-3588	57日以降5歳児まで	70	8	9	12	13	14	14			×	
		ステラ志木宗岡保育園	上宗岡3-13-3	485-1517	57日以降5歳児まで	100	9	15	16	20	20	20	○	○		
		こどもの家・志木中宗岡	中宗岡1-19-48	474-0101	57日以降5歳児まで	87	9	12	12	18	18	18			○	
		アートチャイルドケア志木	柏町1-6-71	485-0123	57日以降5歳児まで	60	6	9	11	11	11	12			×	
		ウェルネス保育園志木	柏町5-5-38	423-5322	57日以降5歳児まで	70	8	11	12	13	13	13			×	
		メリーポピンス志木ルーム	本町5-19-9	474-6380	57日以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6			×	
		志木どろんこ保育園	下宗岡2-15-46	471-6010	57日以降5歳児まで	90	6	12	12	20	20	20			×	
		メーブル保育園	幸町2-6-12	424-3991	57日以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18			○	
		ありさん保育園	本町5-15-6	234-7090	100日以降2歳児まで	25	6	9	10						×	
		おおのみち保育園	中宗岡2-25-33	472-1611	57日以降2歳児まで	30	6	12	12						○	
		保育園元気キッズ志木園	本町3-13-5	472-0660	6か月以降5歳児まで	60	3	6	6	15	15	15			○	
		ぶりえ柳瀬川園	柏町6-29-57	458-3236	6か月以降2歳児まで	30	6	12	12						○	
		メリーポピンス志木駅前ルーム	本町5-17-66 アラドシティ志木本町1階	486-0015	57日以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6			×	
		こどもの家・志木上宗岡分園	上宗岡3-6-36	437-8990	57日以降2歳児まで	18	6	6	6						○	
		ひいらぎ保育園	柏町6-29-65	424-7777	57日以降5歳児まで	49	6	8	8	9	9	9			×	
		ぶりえ志木本町園	本町6-27-16	424-2957	6か月以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6	○		×	
		館第一すきのご保育園	館1-2-2	423-9700	6か月以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18	○		×	
		ぶりえ志木駅前園	本町5-21-17	424-2975	6か月以降2歳児まで	30	6	12	12						×	
		(仮) しきボボロ保育園	幸町2-610, 611	048-764-8149	57日以降5歳児まで	74	6	10	10	16	16	16			○	
		(仮) 愛児舎志木駅前園	本町5-24-21	474-3357	57日以降2歳児まで	27	9	9	9						×	
		(仮) 館第二すきのご保育園	館2-6-15	202-6880	6か月以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18			×	
		認定こども園	足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752	1歳児から5歳児まで	70	0	11	11	16	16	16			○
		地域型保育	小規模保育	ベビールームファニー	本町6-15-8-101	476-8343	57日以降2歳児まで	9	3	3	3					○
				アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	本町5-10-24	472-8008	6か月以降2歳児まで	14	3	5	6					×
				志木保育ママステーション	館1-4-1ふれあい館「もくせい」	423-3663	57日以降2歳児まで	9	3	3	3					×
	ぶりえユリノ木園			本町5-14-28	423-8153	6か月以降2歳児まで	18	3	7	8					×	
	ここの森保育園			柏町6-29-60	472-8088	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					×	
	愛児舎キャトリエーム			館2-7-5	423-8807	57日以降2歳児まで	19	6	6	7					×	
笑顔のはな保育園	本町5-22-4-102			278-3521	6か月以降2歳児まで	16	3	6	7					×		
あだちみどり保育園	本町5-26-1マルイ6階			423-0321	6か月以降2歳児まで	18	4	7	7					○		
保育園元気キッズ志木幸町園	幸町1-8-60 アト幸町ビル1階			470-4055	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					○		
ここの森保育園宗岡	下宗岡3-1-25 1階			473-8000	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					×		

(※1) 受入枠については、あくまで参考であり、実際の受入数とは異なる場合があります。

(※2) 上記「受入年齢」は「クラス年齢」を指します。2歳児までの保育施設に入園した場合、最長で2歳児クラスの年度末までの保育となります。

(※3) 休園日は、日曜・祝日・年末年始です（市立保育園については、その他福祉事務所長が定めた日）

(※4) メーブル保育園は、0・1歳児クラスの延長保育を行っておらず、午後6時までのお預かりとなります。

(※5) ぶりえ各園は、0歳児クラスの延長保育を行っておらず、午後6時30分までのお預かりとなります。

(※6) 愛児舎各園は、0歳児クラスの延長保育は、午後7時までのお預かりとなります。

(※7) おおのみち保育園は、育休に係る継続保育を行う際、他園と異なる点がございます。

詳細は園に直接お問い合わせください。

(※8) こどもの家・志木上宗岡分園の2歳児クラスは、こどもの家・志木中宗岡（本園）の3歳クラスに進級します。

(※9) しきボボロ保育園の延長保育は、慣らし保育終了後かつ満1歳の誕生日後からになります。

次ページへ続きます

志木市内保育施設一覧表（続き）

		園名	運営元	開所年月	延長設定時間	延長料金（月額）	延長料金（単発）	
施設型	市立	いろは保育園	志木市	S44.4.1	午後6時～午後7時	3,000円（非課税・生活保護は0円）	200円/1日（非課税・生活保護は0円）	
		北美保育園	志木市	S47.4.1	午後6時～午後7時	3,000円（非課税・生活保護は0円）	200円/1日（非課税・生活保護は0円）	
		西原保育園	志木市	S49.4.1	午後6時～午後7時	3,000円（非課税・生活保護は0円）	200円/1日（非課税・生活保護は0円）	
	私立	アスク志木駅前保育園	株式会社日本保育サービス	H21.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時		250円/15分	
		よつば保育園	株式会社こどもの森	H22.6.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分	
		愛児舎アンファンシェリ	株式会社愛児舎	H22.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分	
		ステラ志木宗岡保育園	社会福祉法人星風会	H23.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	250円/30分	
					午後7時～午後8時	3,000円	200円/30分	
		こどもの家・志木中宗岡	株式会社ウイズネット	H22.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分	
		アートチャイルドケア志木	アートチャイルドケア株式会社	H24.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時	4,000円	200円/15分	
		ウェルネス保育園志木	社会福祉法人タイケン福祉会	H24.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分	
		メリーポピンス志木ルーム	株式会社ゴーエスト	H24.4.1	午後6時～午後7時半	5,000円/30分毎	500円/30分毎	
					午後7時半～午後8時	10,000円	1,000円/30分毎	
		志木どろんこ保育園	社会福祉法人どろんこ会	H24.10.1	午後6時～午後7時半	5,000円/30分毎	500円/30分毎	
					午後7時半～午後8時	10,000円	1,000円/30分毎	
		メープル保育園	社会福祉法人メープル会	H26.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
		ありさん保育園	株式会社ありさんCompany	H27.4.1	午後6時半～午後7時		250円/15分	
		おおのみち保育園	学校法人市之瀬学園	H24.11.1	午後6時半～午後7時	2,000円	200円/15分	
		保育園元気キッズ志木園	株式会社SHUHARI	H28.4.1	午前7時～午前7時半	3,000円	250円/30分	
					午後6時半～午後7時			
		ぶりえ柳瀬川園	株式会社ぶりえ	H28.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分	
		メリーポピンス志木駅前ルーム	株式会社ゴーエスト	H28.10.1	午後6時～午後7時半	5,000円/30分毎	500円/30分毎	
					午後7時半～午後8時	10,000円	1,000円/30分毎	
		こどもの家・志木上宗岡分園	株式会社ウイズネット	H29.5.1	延長なし			
	ひいらぎ保育園	社会福祉法人みはら会	H29.5.1	午後6時～午後6時半	3,000円	200円/15分		
				午後6時半～午後7時	3,000円	200円/15分		
				午後7時～午後7時半	5,000円	250円/15分		
ぶりえ志木本町園	株式会社ぶりえ	H29.6.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分			
館第一すぎのこ保育園	社会福祉法人シンエイ福祉会	H31.4.1	午後6時～午後6時29分	2,000円	200円/30分			
			午後6時30分～午後7時	2,000円	200円/30分			
ぶりえ志木駅前園	株式会社ぶりえ	H31.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分			
(仮)しきボロ口保育園	社会福祉法人純清会	R2.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分			
(仮)愛児舎志木駅前園	株式会社愛児舎	R2.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分			
			午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分			
(仮)館第二すぎのこ保育園	社会福祉法人シンエイ福祉会	R2.4.1	調整中					
足立みどり幼稚園	学校法人アルス学園	H31.4.1	午後6時半～午後7時半		300円/15分			
地域型保育	小規模保育	ベビールームファニー	株式会社ファニー	H27.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	200円/15分	
		アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	個人	H27.4.1	午後6時半～午後7時	3,000円	200円/15分	
		志木保育マスターション	NCMA株式会社	H27.4.1	園にて要相談			
		ぶりえユキノ木園	株式会社ぶりえ	H28.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分	
		ここの森保育園	ブラリコ株式会社	H28.4.1	午後6時～午後7時	6,000円	250円/15分	
		愛児舎キャトリエーム	株式会社愛児舎	H28.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分	
					午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分	
		笑顔のはな保育園	株式会社Community Links	H30.4.1	午後6時半～午後7時	3,000円	200円/15分	
		あだちみどり保育園	学校法人アルス学園	H30.4.1	午後6時半～午後7時半		300円/15分	
		保育園元気キッズ志木幸町園	株式会社SHUHARI	H30.4.1	午前7時～午前7時半	3,000円	250円/30分	
					午後6時半～午後7時			
ここの森保育園宗岡	ブラリコ株式会社	H30.4.1	午後6時～午後7時	6,000円	250円/15分			

(※10) 北美保育園は老朽化が進んでいるため、今後、これからの施設の方向性について、検討していく予定です。

(※11) 北美保育園と西原保育園につきましては、2歳児クラスまでの保育施設卒園児の受入枠確保のため、年齢ごとの受入枠を調整しております。

(※12) (仮)館第二すぎのこ保育園は、初年度のみ4～5歳児の募集はありません。

小規模保育施設連携先について

・小規模保育施設連携先とは

小規模保育施設は2歳児までで受け入れが終了してしまいます。

その救済として、希望をすれば優先的に入園ができる連携先を設けています。

市内小規模保育施設連携先一覧

アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	→	みわ幼稚園
ぷりえユリノ木園	→	なかもり幼稚園
笑顔のはな保育園	→	みわ幼稚園
あだちみどり保育園	→	認定こども園足立みどり幼稚園
保育園元気キッズ志木幸町園	→	保育園元気キッズ志木園
ここりの森保育園宗岡	→	志木どろんこ保育園

※令和7年度中に市内全小規模保育施設に連携先を設けます。

令和2年度クラス表（クラス年齢は、4月1日を基準に決めます。）

クラス	生 年 月 日
0歳児	平成31年4月2日以降（※）
1歳児	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日
2歳児	平成29年4月2日 ～ 平成30年4月1日
3歳児	平成28年4月2日 ～ 平成29年4月1日
4歳児	平成27年4月2日 ～ 平成28年4月1日
5歳児	平成26年4月2日 ～ 平成27年4月1日

※受入月齢は、各園で異なります。前頁「志木市内保育施設一覧表」でご確認ください。

入園申込・転園申込受付期間（受付場所：志木市役所子ども家庭課）

入園希望月		申 込 受 付 期 間 日 程 表
4月	一次受付	令和元年11月11日（月）～ 令和元年11月18日（月） ※11月16日（土）・17日（日）も受付します。 受付時間は午前9時～午後4時（※正午～午後1時は除く） ※11月15日（金）のみ午後7時まで受付します。 ★4月一次受付のみ、受付場所は市役所2階の研修室です。 ★令和2年1月から庁舎移転に伴い、子ども家庭課はマルイファミリー志木8階に移転します。
	二次受付	令和元年 11月19日（火）～ 令和2年 1月31日（金）
5月		令和2年 3月2日（月）～ 令和2年 3月31日（火）
6月		令和2年 4月1日（水）～ 令和2年 4月30日（木）
7月		令和2年 5月1日（金）～ 令和2年 5月29日（金）
8月		令和2年 6月1日（月）～ 令和2年 6月30日（火）
9月		令和2年 7月1日（水）～ 令和2年 7月31日（金）
10月		令和2年 8月3日（月）～ 令和2年 8月31日（月）
11月		令和2年 9月1日（火）～ 令和2年 9月30日（水）
12月		令和2年 10月1日（木）～ 令和2年10月30日（金）
1月		令和2年 11月2日（月）～ 令和2年11月30日（月）
2月		令和2年 12月1日（火）～ 令和2年12月28日（月）
3月		※入園・転園の選考は行いませんが、育児休業給付金の請求にあたり、不承諾通知の必要な方のみ 令和3年1月4日（月）～令和3年1月29日（金）受付します。

◎入園申込みの際は入園を希望されるお子様と一緒にご来庁ください。

※お子様の状況が確認できない場合、内定が出たとしても、面接の結果次第では実際の受入が困難な場合がございますのでご了承ください。

◎4月入園申込み時の注意事項（私立保育園の場合）

令和2年2月4日（火）までに出産予定の方へ（4月1日現在で生後57日を超える場合）民設民営保育園の4月入園を希望する出産予定の方は、母子手帳の出産予定日が記入されているページのコピーをご提出ください。申込書の児童名、性別、生年月日は記入不要です。出産後速やかに、子ども家庭課窓口に必要な事項を届け出てください。（子ども家庭課への出産後諸手続き届け出期限は、2月7日（金）です。）

ただし、令和2年2月4日（火）までに出産されなかった場合は、申込みを取り下げしてください。

◎障がい児保育（ひまわり保育）は4月入園一次受付期間のみの受付となります。詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。

1 入園の決定方法

保育園等への入園は、保育の必要性認定後、以下（１）～（３）の３点を考慮し、利用調整（書類審査、訪問調査等）を行い、保育の必要性が高い乳幼児から決定します。

ただし、入園を決定（入園中）した場合でも、入園申込み、面接調査等により虚偽の申立て及び記入内容が事実と違うことが判明した場合には、保育の実施の解除（退園）となりますので、ご注意ください。

また、利用調整の際、必要に応じて勤務先に電話問い合わせ、訪問調査等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込みから入園までの流れについては、P13～15「入園までの流れ」をご覧ください。（書類不備の場合は、審査に必要な書類の提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。）

（１） 保育を必要とする事由について

保護者が、次の①～⑨のいずれかに該当していることによって、保育の必要な事由に該当すると認定されます。（同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、優先度を調整することがあります。）

- ① 就 労 家庭の外・中で常時（週４日以上、１日に４時間以上）仕事をしている。
- ② 妊娠、出産 妊娠中であるか、又は出産後間もない。
（※入園できる期間は、産前産後期間中の最長３か月間になります。）
- ③ 疾病、障がい
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護、看護（週４日以上、１日に４時間以上）
- ⑤ 災害復旧 火災、風水害、地震等の災害に遭い復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就 学 日中、大学・職業訓練校等に就学している。（週４日以上、１日に４時間以上）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ その他、上記に類する状態として市が認める場合

（２） 保育の必要量

保護者の就労時間等、保育を必要とする時間数によって、保育標準時間と保育短時間に区分されます。それぞれ、保育料も異なってきますので、ご注意ください。

保育標準時間（最長１１時間）

主に両親ともフルタイムの就労、またはそれに近い場合を想定した保育認定です。
下限としては、主に１週あたり３０時間程度（１か月１２０時間）です。

保育短時間（最長８時間） ※基本的な保育時間 ８時 30 分～16 時 30 分以内での預かり

両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した保育認定です。

該当勤務時間は１か月６４時間以上１２０時間未満です。

施設ごとで一律の時間設定となり、その他の時間帯については、延長保育となります。

※「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については、この区分を設けません。

（３） 保育の優先利用

保育の利用調整をするにあたり、優先度を高める項目（ひとり親家庭、生活保護世帯等）については、点数として加点をしていきます。

2 申請に必要な書類

2 申請に必要な書類

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請兼施設利用申込書・・・児童1人につき1枚提出
- (2)児童等状況調査票・・・児童1人につき1枚提出
- (3)確認票・・・児童1人につき1枚提出
- (4)保育の必要性を証明するもの・・・18歳以上（高校就学年度に相当する方を除く）60歳未満の同居者全員分提出（該当する書類、下記チェック表参照）

申請に必要な書類のチェック表 ※ DL可 は、市ホームページからダウンロードできます。

※入園申込書を提出する前に、下記の表で書類がそろっているかチェックをしてください。
 児童1人につき、各書類が1部必要です。原本が1枚しかない書類は、すべてコピーをとってください。

提出書類		誰のものが必要か	チェック
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請兼施設利用申込書 DL可	児童分	
2	児童等状況調査票 DL可	児童分	
3	重要事項確認票（※入園申請のみ必要） DL可	児童分	
4	保育の必要性を証する書類(次のいずれか)		
	働いている場合 就労証明書 DL可 (証明日が提出日より3か月経っていないもの)	同居している18歳以上（高校就学年度に相当する方を除く）60歳未満で就労のある方全員分	
	就職予定の場合 就労証明書 DL可（内定先のもの） 勤務誓約書 DL可	就労が内定している方 就職活動中の方	
	出産予定の方 母子手帳の写し	出産予定の方	
	病気の場合 医師の診断書（※児童を保育できない旨が記載されているもの）	病気療養中の方	
	心身障がいの場合 障害者手帳	心身障がい者の方	
	心身障がい者の介護 又は看護の場合 介護、看護スケジュール	障がい者を介護又は看護する場合	
	就学している場合 在学証明書、カリキュラムの写し	就学している方	
	DV・虐待など 事実を証明する書類等	DVを受けている方	
	その他 保育の必要性を証する書類		
5	該当者のみ提出が必要な書類		
	平成31年1月1日時点で志木市に住民登録がなかった方、または現在登録がない方（他市から志木市へ転入をされた方です。） ※詳しくはP21「1月1日現在市外に住んでいた方」をご覧ください。	当該年度の市県民税課税証明書（又は市県民税非課税証明書） 家計に携わる方全員分	
	家庭保育室等を利用中の方 別居中の方	保育施設等利用証明書 DL可 離婚調停を証明するもの（※提出できない場合、別居中配偶者の書類が必要となります。）	児童分 離婚予定の方
	アレルギーのあるお子様	アレルギーの詳細が分かる資料	児童分
	市内保育施設にて勤務する（予定含め）方	保育園業務従事者優先利用に関する申立書	市内保育施設にて勤務している方、内定している方
	生活保護受給者	生活保護受給証又は生活保護受給証明書	生活保護を受給している方

※その他、必要に応じて必要な書類を求める場合があります。



提出書類に基づき、勤務日数・時間数にて、継続して就労できるものとして審査を行っております。入園時の状況と提出書類は同じものとみなしているため、入園決定後に、提出していた書類と異なる就労状態である場合、または入園時から就労日数等が減ってしまった場合は退園や内定取り消しとなる場合があります。

3 入園までの流れ

★1号認定の場合（幼稚園）

※子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園を申込み場合、1号認定の申請は不要です。
 現在、市内では、「志木教会附属泉幼稚園」と「足立みどり幼稚園」の2園です。

満3歳以上の児童で、教育を必要とする場合は、幼稚園に直接入園の申込みを行います。幼稚園と同時に保育園、小規模保育事業などの利用希望も申込み場合は、幼稚園で入園申込みを行い、保育の必要性の申請手続き（2号申請）は市で行ってください。この場合、1号の認定の申請は不要です。

① 入園説明会・園見学など

申請にあたって、希望する幼稚園の見学や説明会にご参加ください。
 日程は各園へお問い合わせください。



② 入園要綱・願書配付

希望する園の願書を入手してください。願書は有料であったり、配付数に限りがある園もありますので、配付日時・方法については各園にお問い合わせください。



③ 願書受付・審査

希望する園を決め、各園の定める方法に従って願書を提出してください。申込者が定員を超えると抽選などの方法を取る園もあります。その後、面接に合格すると入園決定となります。



④ 1号認定申請書の提出・受領

入園の内定を受けた新入園児については、幼稚園を通して1号認定申請書を受け取り、記入をしてから幼稚園に申請書を提出してください。幼稚園で申請書をまとめて、市役所へ送り、市で内容の確認後、1号認定証を送付します。

※在園児も1号認定を受ける手続きをこの時期に行います。方法は、新入園児と同じです。



⑤ 保育料決定通知書の受領

1号認定を受けた世帯の所得状況を市で確認後、保育料決定通知書を送付します。

★2号・3号認定の場合（保育園等）

「保育園等」とは、認可保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことをいいます。

満3歳以上、または満3歳未満の児童で保育を必要とする場合は、市に保育の必要性の認定と、希望する施設の入園申込みを同時に行います。P11（1）「保育を必要とする事由について」に該当し、保育の必要性が認められた場合、市から保護者に対し、満3歳以上は保育標準時間（2号）または保育短時間（2号）、満3歳未満は保育標準時間（3号）または保育短時間（3号）の認定証を交付します。

① 事前相談・見学など

申請にあたって、市役所にて随時相談を受け付けています。

各保育施設の見学も可能ですので、各施設に直接お問い合わせのうえ、お子様と一緒に見学し、各保育園などの利用にあたっての重要事項などについて確認ください。

また、市立保育園は8か月になった翌月からのお預かりです。0歳児クラスの給食は離乳食です。希望園に追加される場合は、入園前にご家庭にて離乳食を進めておいてください。

重要事項とは…保育園等の開所時間、職員体制、延長保育料など、その他施設選択に関する事項のことをいいます。



② 認定申請・入園（または転園）申込み（※期間についてはP9参照）

◎支給認定と保育施設利用の申し込みは、同時に行っていただきます。

◎書類不備の場合は受付できませんので早めの手続きをお願いします。

◎入園申請の締め切り日をご確認の上、入園を希望されるお子様と一緒に市役所子ども家庭課窓口で申し込んでください。

◎毎月1日が入園日です（月途中の入園はできません）

◎各園の空き状況については、入園希望月の前々月の20日以降に公表します。（4月は除く。）
子ども家庭課窓口・志木市ホームページにてご確認ください。

◎追加書類・転園申請の締切も同じです。

◎市外の保育施設等を申請する場合は、締切等が異なる場合があります。（詳しくはP16をご覧ください。）



③ 申請書の受理・申請内容の確認

申請内容に不明な点がある場合は、電話確認や訪問調査などによる実態調査を行うことがありますので、あらかじめ、ご了承ください。



④ 利用調整

提出していただいた書類を元に、市の利用調整基準に基づき、年齢ごとに利用調整を行います。提出書類に虚偽がある場合、入園の決定を取消させていただきます。



（次ページに続きます。）

(前ページからのつづき)



保留の場合

次月以降、
利用調整



⑤-1 入園前面接のお知らせ

◎10日頃お手紙にてお知らせいたします。なお、この時点で入園を辞退する場合は、減点が生じます。

◎送付される通知文に基づいて、指定された園へ面接を受けに行ってください。必ず入園月の前月中に受けていただきます。

◎保育条件、実費徴収等についても本面接時にご確認ください。



⑥ 入園前健康診断

◎すべてのお子様に、必ず入園月の前月中に受けていただきます。

◎入園前健康診断の結果、健康管理上または集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、利用園等の相談をさせていただく場合があります。

◎健康診断の詳細につきましては、指定園での面接時にお伝えします。

※公立保育園では、入園前面接のお知らせと同封で健康診断書の様式を送らせていただいております。面接時にご提出となります。

⑤-2 利用調整結果通知 (初回のみ・不承諾)

◎利用調整の結果、入園とならなかったお子様の保護者の方に、10日頃、利用調整結果通知書(不承諾)・支給認定証を送付します。(初回のみ)

◎次月からにおいては、自動的に審査にかかります。不承諾の場合は、通知はありませんので、ご注意ください。

◎入園保留となっても、当該年度2月申請分までは利用調整の対象となります。改めて申請し直す必要はありませんが、申込みを取下げる場合や、提出した書類の内容に変更(就労の時間や入園を希望する保育施設の変更など)がある場合には、その都度、追加で書類を提出してください。

◎申請月以降、再度不承諾通知書が必要になった場合、「不承諾通知再発行申請書」にて申請してください。

●アフターフォロー・あっせん

市役所窓口において、翌月からの利用調整に向けた、希望園の追加・変更の受付を実施します。

また、定員に空きのある認可保育園や小規模保育をご案内します。

ご家庭の状況をお聞きしながら、お子様の預け先・一時保育等の保育サービスについてご案内いたします。



⑦ 入園決定通知書・保育料決定通知書の発送

◎健康診断・面接後、入園決定通知書を、入園前月の末日までに発送いたします。また、申請初月に入園決定した方へは、支給認定証も一緒に同封します。

◎保育料決定通知書は、納入通知書と一緒に入園日以降に発送いたします。

◎転園決定者は、今まで在籍していた保育園分の退園届を必ず提出してください。



⑧ 入園 (毎月1日)

◎月途中の入園は行っていません。

◎お子様が慣れるまで、入園後約1週間ほど慣らし保育があります。

◇申込み受付後、家庭の状況等につきまして、必要に応じて子ども家庭課職員が家庭訪問や電話等により確認を行う場合があります。その際にご協力をお願いします。

◇必ず年度ごとの申請が必要です。申請書類など忘れずにご提出ください。

4 市外の保育園を希望する場合

市外に転出する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、市境に居住している、勤務先が近いなどを理由として、志木市に住民登録のある家庭が市外の保育園を希望することができます。

申込みは、志木市役所子ども家庭課でのみ受付します。志木市に住民登録があるうちは、市外へ直接お申込みはできません。ご注意ください。

申込みの前に…

希望先市区町村の保育園担当課へ次の事項を必ずご確認ください。

- ① 申込み締切日
- ② 必要書類
- ③ 他の市区町村からの申し込み制限
- ④ 申し込みする際の注意点
- ⑤ 希望する施設の空き状況

支給認定・利用申請受付について

志木市役所子ども家庭課窓口に必要な書類をそろえて提出してください。書類は、志木市で受付したのち、希望先市区町村へ締切日までに届くように郵送します。そのため、希望先市区町村の締切日の10日前までに申請してください。

【必要書類】

- ・志木市様式の申請書一式
 - ・保育が出来ないことを証明する書類
 - ・売買契約書、賃貸借契約書 または 転入先の方・申請世帯の方それぞれ直筆の転入誓約書（※）
その他、希望する保育園のある市区町村が必要とする書類
- （※）は転出予定の方のみ

利用調整について

希望する保育施設のある市区町村で選考を行います。ほとんどの市区町村において、市内在住者が優先的に利用できるような制度を設けています。希望理由によっては申込み制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。

●転出予定の方

志木市からの申込みは、利用調整を行う市区町村への仮申込みとなりますので、利用の可否にかかわらず、住民票の異動後に、改めて転出先市区町村の保育園担当課に利用申込みが必要です。手続きをしないと、申込みが継続しないことや、内定が取消されることがありますので、ご注意ください。

●申請取下げについて

市外の保育園申請の必要がなくなったときは、速やかに入園申請取下げ書を志木市子ども家庭課へご提出ください。

※市外の園に通園する場合、原則通園する園がある市のルールに従っていただきます。

例：勤務制約の期間、預かる際の細かいルール等

5 市外からの入園

志木市外からの入園について、下表のとおり市立保育園での受入制限を行っています。

志木市外在住の方

	市立保育園	私立保育園・小規模保育施設
市内在勤あり	○	○
市内在勤なし	×	○

※入園月までに志木市へ転入（住民登録を異動する）予定の方は、住居の賃貸借（売買）契約書等を提出していただいた場合に限り、市民としての利用調整を行います。ただし、入園月の前月末日までに志木市へ転入（住民登録を異動する）されることが確認できる場合に限ります。なお、申請窓口は、現在お住いの市区町村になります。

※申請書一式の他に、市外の方は以下書類の提出が必要です。

- 当該年度の課税証明書（又は非課税証明書）
- 志木市様式の「重要事項確認票」
- 志木市様式の「転入誓約書」

詳しくはP21の「1月1日現在市外に住んでいた方」をご覧ください。

※市外からの申請で、かつ、本市に転入予定が無い場合、利用調整上の優先順位は一番最後です。（詳しくはP32をご覧ください。）

※市外から当市の園に通園する場合、当市のルールに従っていただきます。

例：勤務制約の期間、預かる際の細かいルール等

6 市外園と市内園を併願される場合

志木市の保育施設と、他市の保育施設については、併願することが可能です。

この場合、志木市様式での志木市分の申請書類一式のセットと、他市分の申請書類一式のセットの計2セットをご準備ください。なお、保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）については、1セット分が原本であれば、もう1セット分はコピーしたものでも受付可能です。

（他市の保育施設への申請方法については、前ページをご確認ください。）

※同時に複数の市町村を申請し、複数の市町村にて内定が出た場合は、入所園以外の内定を辞退していただく必要があります。必ずお手続きをお願いいたします。

7 注意事項 (※必ずお読みください。守っていただけない場合、退園・入園取消となる場合があります。)

保育施設は、国や県、市の税金を使って運営している児童福祉施設です。
保育を必要とする事由に該当しない場合は、入園・通園することはできません。
提出書類や、注意事項が多く、お手順をおかけいたしますが、ご理解ください。

【入園申込み時の注意】

◎提出書類・審査点数について

- ・提出書類は、全てそろっていないと受け付けることはできません。また、提出書類に虚偽や重大な過失があった場合、入園後であっても入園を取消させていただきます。
- ・提出書類に変更がある場合は、変更が分かってから10日以内に変更後の書類を提出してください。変更があってもかかわらず、書類を提出していない場合は、入園が決定したとしても取り消しとなります。
- ・就労証明書上で、勤務日数が「4～5日」等、複数記載されている場合は、少ない日数にて審査をさせていただきます。
- ・提出いただく書類は、基本的に入園月の状況でご記入ください。また、申請時と入園時で、就労時間等が減ってしまっている場合や、退職された場合は、入園を取消させていただきます。
- ・産前産後休暇期間が入園希望月と被る場合、それまで就労していた等のいかなる理由があっても、保育が必要な要件は出産となります。出産要件の場合、入園できる期間は産前産後休暇期間中の最長3か月間になります。

◎選考について

- ・入園選考の優先順位は、保護者の保育の必要性に応じて判定します。欠員や待機児童の有無に関わらず、通園可能な範囲内の希望園を、お申し込みいただくことができます。
- ・入園の可否は申込み順ではありません。
- ・選考の結果、希望する保育園に入園することができない場合もあります。

◎育児休業中に申し込みをする方へ

- ・入園月の月末までに復職される場合は申し込むことができます。
- ・入園後、復職された証明として、育児休暇取得済みの就労証明書を、復職後速やかに提出してください。育休復帰を条件での入園であったにも関わらず、入園月に復職できなかったり、復職せず別の仕事へ就いたり、退職してしまった場合、入園を取消、または退園していただきます。(例：4月入園の場合は、育児休業の終了日が4月1日から4月30日までの日付である必要があります。)

◎求職中に申し込みをする方へ

保護者が求職中で入園した場合、お子さんの保育が可能な期間は**1か月間**です。この間に就労証明書の提出がなかった場合は、**原則、保育園を退園していただきます**。

◎育児休業給付金の延長について

育児休業給付金の延長に使用する、保育園に入園できないことを証明する書類としては、「**保育園入園不承諾通知書**」をご使用ください。この「**保育園入園不承諾通知書**」は、保育園入園申し込みを行った方で、入園ができない場合にのみ発行されます。

育児休業給付金に関する詳しい内容については、勤務先、又はハローワークへお問い合わせください。

◎お子様にアレルギーがある方へ

児童に食物アレルギーがある場合、児童の安全性の確保をするため、必ず事前に希望施設へ現在の状況や除去内容などを詳しく伝え、給食等の対応が可能かどうか相談してください。また、申請用紙のアレルギー記入欄に、必ず詳細を記載してください。**(記載がない場合、虚偽の申請となり、利用調整ができず待機していただく可能性があります。)** 給食の対応が必要な場合は、医師の「**診断表**」等の提出をお願いします。

【入園後の注意】

◎入園後について

- 入園当初の一定期間は、**児童が保育園での集団生活に慣れるまで、平常の保育は困難ですので、「慣らし保育」を行います。ご承知ください。**(園によって期間は異なります。)
- お子様の状況により、慣らし保育の期間を延長する場合があります。また、お子様の体調、保育状況等によっては、延長保育の時間を制限させていただく場合があります。
- 慣らし保育は、入園してからになりますので、**保護者は勤務先と、十分に調整をお願いします。**
- 入園後の保育に当たって、必要に応じて個人情報を取得させていただく場合があります。
- 送迎は、交通事故その他事故が発生しないように必ず保護者が責任をもって行ってください。
(小学生の送迎は認めていません。)お迎えする方が変わるときは、必ずあらかじめ、園に連絡してください。
※原則は上記のとおりですが、園によっては子どもの安全を考え、中学生の方のお迎えをお断りする場合がありますので、事前に園にご確認ください。
- 送迎時の路上駐車は、**近隣にお住まいの方の迷惑になるばかりか、交通事故の原因となることもありますので絶対におやめください。**
- 勤務終了後は、決められた時間を厳守して、速やかにお迎えに来てください。なお、リフレッシュ、買物等の理由は、延長保育の対象となりません。お迎え後に用事等を済ませてください。
上記違反を常設的に行っていると確認できる場合、退園の対象となります。
- 仕事が休みの場合などは、**原則、保育園を休んでいただきます。**
ただし、保育の必要性が認められる場合は、短時間(8:30から16:30)の範囲内で保育を行います。
- 保育園通園中に、市外への転出が決定した場合、志木市住民としての退園届の提出が必要になります。
保育園との調整の必要もありますので、必ずご提出ください。また、転出された場合、必ず通園中の保育園へご報告をお願いします。
転出後も、現在通園中の園へ引き続き通いたい場合、転出先の市町村にて再度申請書の提出をしていただく必要がございます。(手続きを行えば年度内の通園は可能です。)
- 市では、**就労実態のない就労証明書は虚偽**の報告、提出とみなしております。調査を重ね、実態がないことが発覚した場合、**その日をもって退園**となります。
- 入園後、就労の日数や時間数を、故意に減らすことはお止めください。

◎転園について

- 兄弟が入園している**保育施設以外への転園の審査は、新規入園希望者の審査後に行います。そのため、保育施設に空きがあったとしても、新規入園希望者を優先して入園を決定しておりますので、転園できない場合があります。ご了承ください。**
- 入園後に転園を希望される場合は、申込書に希望園を記入の上、希望月の申請期間中に提出ください。なお、転園内定後はいかなる理由(児童が納得しない、転園先で延長保育が認められない等)があっても元の園には戻れません。
- 転園のために、在園する園を退園する場合は、公平性を図るため在園中の園は希望に書くことができません。ご了承ください。
- 育児休業中であっても、転園申請できます。

◎保育園の入園期間について

- 保育園等の入園期間は、小学校就学前までの範囲内で、保育が必要と見込まれる期間(就労予定期間、治療見込期間等)です。短期間限定で入園が認められる場合がありますので、ご承知ください。
- 入園を承諾した期間内であっても、**入園資格がなくなったときは、退園していただきます。**また、退園を希望される場合は、退園届を子ども家庭課へ提出してください。
- 就労実績がない場合で、短期間限定で入園が認められたときは、**就労後の勤務実績を証明する就労証明書や給与明細書等の写し**を提出していただきます。

◎支給認定について

- 認定証が交付されても、施設の定員などにより入園できない場合があります。
- 保育園等を退所する場合は、支給認定証は市へ返却してください。
- 支給認定証は、保育園を利用する際は必ず携帯してください。

◎就労状況について

- 勤務状況が変わった場合は、再審査が必要となりますので、**必ず変更後10日以内**に就労証明書を子ども家庭課に提出してください。(例:勤務地の変更、派遣先の変更、勤務時間の変更など)
- 転職する場合は新規の就労証明書を子ども家庭課に提出してください。求職期間が必要な方は、事実が分かった時点で子ども家庭課へご相談いただき、**必ず勤務誓約書を2週間以内に提出してください。提出が無く、後からその事実が発覚した場合は、退園となります。**
- 保育の必要性を証明するものとは、就労証明書や診断書等、客観的に保育ができない状況を確認できる証明書です。

- ・内職等、ご自宅での就労は、就労の実態が把握しきれないため、出来る限り外勤への切り替えを推奨しています。やむを得ずご自宅での就労をされる場合、3か月毎に、金銭収入が分かる物をご提出ください。
- ・「就労」とは、**その就労に応じた相当の金銭収入を得ていることをいいます。**家事、ボランティア活動、趣味の範囲の活動等、金銭収入の無い仕事などの場合は、**就労しているとは認められません。**

◎就労以外の「保育を必要とする事由」について

- ・出産を事由に入園した場合は、就労等の事由による継続入園はできません。保育を必要とする事由が変更になる場合は退園していただき、再審査となります。

◎変更届等の所定の届出書について

- ・当初提出した申込書の内容に変更があった場合は、変更届等所定の届出書を提出してください。
（例：住所、氏名の変更、生活保護の開始や廃止、産休に入った場合など）

◎延長保育について

- ・延長保育は、保護者の勤務状況等により必要な場合に限って行います。入園後、保育園に申請書を提出して許可を受けることが必要です。（延長時間は、勤務時間に通勤時間を加算した時間です。）
- ・お子様の体調・発育状況等によっては、（延長）保育の時間を制限させていただく場合があります。
- ・在宅勤務の方は原則延長保育は行いませんが、会社からの依頼等により残業が発生する場合等については事前に園にご相談ください。

8 保育料について

保育料は、毎月1日現在で在園している児童の保護者に対して、口座振替により、出席の有無にかかわらず納めていただきます。指定された金融機関に口座がない世帯は、口座を開設してください。退園する場合には、その月末までに退園手続をしていないと、翌月分の保育料を納めていただく必要がありますので、ご注意ください。（延長保育料は別途お支払いいただきます。）

また、保育料階層は、お子さんのクラス年齢と世帯の市民税所得割に基づき算定されます。

4月に前年度市民税額により算定を行い、9月に当該年度市民税額により保育料階層を変更します。**なお、保育料算定の際は父母の収入において決定させていただきます。ひとり親の方で、同一生計の同居者がいる場合は、その方の収入も保育料算定時に計算します。**

保育料は、決められた期日までに納めてください。正当な理由なく保育料を滞納しますと、児童福祉法第56条の規定により、滞納処分（差押え等）を受けることがあります。

4月～8月分	9月～翌3月分
世帯の前年度の市民税所得割の合計額によって、保育料を決定する。 (例：令和2年4月分保育料→平成31年度市民税所得割額で算定)	世帯の当該年度の市民税所得割の合計額によって、保育料を決定する。 (例：令和2年9月分保育料→令和2年度市民税所得割額で算定)

注意点

※市民税が未申告の方は、保育料が最高階層となる場合がありますので、収入が無い方であっても、市民税の申告は必要です。**必ず申告をしてから、申請してください。**

※保育料算定にあたって、市民税の課税状況を子ども家庭課で調査させていただきます。

※保育料算定の際は、住宅借入（取得）金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除（ふるさと納税等）の控除前の市民税額で保育料を決定します。

★1月1日現在市外に住んでいた方

市民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。そのため、市外に住んでいた方はその市区町村の課税証明書または非課税証明書をご提出いただく必要があります。

(例：平成31年1月1日時点で前市区町村に在住→31年度市県民税(非)課税証明書は前市区町村で交付)

また、市県民税(非)課税証明書については、当年度の6月中旬ごろに発行が始まります。

令和2年度市県民税課税証明書 提出期限

4月～ 7月申請者の場合・・・令和2年6月末までに提出

8月～翌3月申請者の場合・・・申請書提出時

口座振替の手続について

保育料の支払いは口座振替となります。保育料決定通知書に同封する「市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に、必要事項を記入の上、金融機関へ提出してください。

なお、依頼書は、児童1人につき、1枚必要です。

※延長保育料については、上記の他に別途申し込みが必要となります。

※保育料と延長保育料の口座振替は、同じ口座をご利用ください。

※小規模保育施設利用の方は、直接各園にお問い合わせください。

★手続きに必要なもの ①預(貯)金通帳 ②印鑑(通帳に使用している印鑑)

《口座振替のできる場所》 ※金融機関名は令和元年8月現在

- | | | | |
|----------|-------------|----------|---------|
| ●埼玉りそな銀行 | ●りそな銀行 | ●三菱UFJ銀行 | ●巢鴨信用金庫 |
| ●武蔵野銀行 | ●東京信用金庫 | ●川口信用金庫 | |
| ●埼玉縣信用金庫 | ●あさか野農業協同組合 | ●みずほ銀行 | |
| ●三井住友銀行 | ●中央労働金庫 | ●ゆうちょ銀行 | |

※上記金融機関であれば、各本店、支店で引き落としが可能です。

※「子ども家庭課」「柳瀬川駅前、志木駅前出張所」でも依頼書の預かりは可能ですが、金融機関とのやり取り(届出印等の確認)に日数がかかる場合があります。

保育料口座振替について

振替日は、毎月末日です。末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

保育料の変更について

※手続きが必要です

- (1)前年の所得割額が変更になったとき（保育料算定の階層区分の変更が必要な場合のみ）。
- (2)生活保護が開始又は廃止になったとき。
- (3)離婚等により世帯に変更があったとき。
※事実発生の翌月から変更又は適用します。また、遡っての変更は申し出のあった年度内を限度とします。
- (4)寡婦(寡夫)控除のみなし適用

税法上の寡婦（寡夫）控除の「みなし適用」を行います。

寡婦（寡夫）控除は婚姻していたことが条件となるため、同じ「ひとり親世帯」でも、婚姻の実態がない場合は控除が受けられないことから、寡婦（寡夫）とみなして保育料を算定することとします。

※「みなし適用」を行っても保育料に変更がない場合もあります。

保育料の滞納処分について

保育園の運営にかかる費用は、国・県・市による税金を財源とした公費負担と、保護者からの保育料で賄われています。

保育料は、保育園を運営するための費用にあてられる大切なものです。

そのため、保育料の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでおります。 保育料を納入期限までにお納めいただけない場合には、法令の規定により、財産の差押え処分を実施します。

保育料の減額（免除・減免）について

※手続きが必要です

- (1)疾病や倒産等により、収入が激減したとき（前年の収入より40%以上減った場合等。
自発的理由を除く。）
- (2)災害により著しい損害を受けたとき。
- (3)その他（特別な事情があると認めるとき。）

※その他、保育料の支払いが困難になったときの納付の相談は、随時子ども家庭課で受け付けています。

※令和元年10月から幼児教育・保育無償化が開始します。

それに伴い、3歳児以降の児童については保育料が無料になりますが、保育園の給食に伴う「主食費」と「副食費」は発生します。

上記については、園ごとに値段が違いますので、詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知をしていきます。

保育料徴収基準額表

1号認定 (新制度に移行した幼稚園)

世帯の階層区分		保育料(月額)	
		1号認定	
A	生活保護世帯		0円
B	市民税所得割非課税		0円
C1	市民税所得割の額による区分	5,000円未満	4,000円 (2,000円)
C2		5,000円以上 21,000円未満	5,500円 (2,700円)
C3		21,000円以上 41,000円未満	9,100円 (4,500円)
C4		41,000円以上 77,101円未満	10,100円 (5,000円)
C5		77,101円以上 95,000円未満	14,600円 (7,300円)
C6		95,000円以上 220,000円未満	19,600円 (9,800円)
C7		220,000円以上	23,200円 (11,600円)

※市では現在、志木教会附属泉幼稚園と足立みどり幼稚園になります。

※令和元年10月より無償化の対象となります。また、詳細については市ホームページ等で周知していきます。

2号認定及び3号認定(保育施設、認定こども園)

世帯の階層区分		保育料(月額)			
		2号認定		3号認定	
		保育標準 時間認定	保育短 時間認定	保育標準 時間認定	保育短 時間認定
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	当該年度(規則で定める期間にあつては前年度)分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 非課税	0円	0円	0円	0円
C1	所得割の額による区分 5,000円未満	4,500円 (2,200円)	4,300円 (2,100円)	4,500円 (2,200円)	4,300円 (2,100円)
C2	5,000円以上 21,000円未満	6,200円 (3,100円)	6,000円 (3,000円)	6,200円 (3,100円)	6,000円 (3,000円)
C3	21,000円以上 41,000円未満	10,000円 (5,000円)	9,800円 (4,900円)	10,000円 (5,000円)	9,800円 (4,900円)
C4	41,000円以上 59,000円未満	13,000円 (6,500円)	12,700円 (6,300円)	13,000円 (6,500円)	12,700円 (6,300円)
C5	59,000円以上 95,000円未満	16,000円 (8,000円)	15,700円 (7,800円)	16,000円 (8,000円)	15,700円 (7,800円)
C6	95,000円以上 130,000円未満	20,000円 (10,000円)	19,600円 (9,800円)	20,000円 (10,000円)	19,600円 (9,800円)
C7	130,000円以上 154,000円未満	23,500円 (11,700円)	23,100円 (11,500円)	27,000円 (13,500円)	26,500円 (13,200円)
C8	154,000円以上 186,000円未満	24,000円 (12,000円)	23,500円 (11,700円)	33,000円 (16,500円)	32,400円 (16,200円)
C9	186,000円以上 220,000円未満	25,500円 (12,700円)	25,000円 (12,500円)	39,000円 (19,500円)	38,300円 (19,100円)
C10	220,000円以上 240,000円未満	26,000円 (13,000円)	25,500円 (12,700円)	43,000円 (21,500円)	42,200円 (21,100円)
C11	240,000円以上 258,000円未満	27,500円 (13,700円)	27,000円 (13,500円)	49,000円 (24,500円)	48,100円 (24,000円)
C12	258,000円以上 286,000円未満	28,000円 (14,000円)	27,500円 (13,700円)	53,000円 (26,500円)	52,000円 (26,000円)
C13	286,000円以上 340,000円未満	29,000円 (14,500円)	28,500円 (14,200円)	55,000円 (27,500円)	54,000円 (27,000円)
C14	340,000円以上 397,000円未満	30,000円 (15,000円)	29,400円 (14,700円)	58,000円 (29,000円)	57,000円 (28,500円)
C15	397,000円以上	32,000円 (16,000円)	31,400円 (15,700円)	61,000円 (30,500円)	60,000円 (30,000円)

※年度途中で3号認定から、2号認定に変わることに伴う保育料変更はありませんので、ご注意ください。

※2号認定(3~5歳児クラス)については令和元年10月より無償化の対象となります。また、詳細については市ホームページ等で周知していきます。

保育料多子軽減について

- ① 同一世帯から2人以上のお子さんが入園しているとき、軽減制度の対象になる場合があります。

(原則申請不要です。)

2人入園されている場合……上のお子さんが全額、下のお子さんが()内の金額です。

3人以上入園されている場合…上のお子さんが全額、2人目のお子さんが()内の金額、
3人目以降のお子さんは無料です。

- ② 第3子(0～2歳児まで)は、上の子の年齢を問わず無料となります。

3人目以降のお子さんが保育園の0～2歳児クラスに在園している場合は、上のお子さんの年齢を問わず3人目のお子さんの保育料が全額免除となります。

上のお子さんが大学進学などで転出している場合でも、生計を一にしていれば対象となります。既に上のお子さんが独立している(別生計を立てている)場合は対象外です。

※兄弟が小学校以上の場合、軽減を受けるために申請手続きが必要となる場合があります。

※延長保育料については、この軽減制度の対象外となります。

※家庭保育室については、軽減制度の対象外となります。

- ③ 幼稚園に通っている子も多子軽減の人数にカウントします。

兄弟で幼稚園に通園しているお子さんがいる場合でも保育園児と同じように多子軽減の人数としてカウントされます。

例 第一子：幼稚園、第二子：保育園児 ⇒ 第二子半額 第三子：保育園児 ⇒ 無料

※家庭保育室については、軽減制度の対象外となります。

※兄弟が新制度に移行していない幼稚園又は障がい児通園施設に在園している場合は、軽減を受けるために申請手続きが必要となる場合があります。

- ④ 新制度に移行した幼稚園に通っている場合は小学3年までの兄弟も多子軽減の人数にカウントします。(原則申請不要です。)

市内の幼稚園では、志木教会附属泉幼稚園と足立みどり幼稚園が新制度に移行しました。

例 第一子：小学校3年までの児童、第二子：新制度移行済幼稚園児 ⇒ 第二子半額

第三子：保育園児 ⇒ 第三子無料

- 世帯年収が約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等の方につきましては、さらなる軽減の対象となります。(所得申告により、原則申請不要です。)

詳しくは、子ども家庭課までお問い合わせください。

9 ひまわり保育（障がい児保育）について

市では、豊かな人間性を育むため、ひまわり保育（心身に障がいがある児童とない児童とが、ともに成長できるような集団保育）を行っています。

集団保育が可能かどうかを判定するため、保護者つきそいの体験保育（3日間）が必要です。対象となる要件、申込みの手続その他詳細については、必ず申請の前に、子ども家庭課へお問い合わせください。

また、申し込み受付は4月入園一次受付期間のみとなりますので、ご注意ください。

なお、4月入園で内定が出なかった場合、その年度については待機となりますのでご注意ください。

※ひまわり保育の必要性が認定されても、入園審査を全体と合わせておこなうため、必ず保育園に入園できるとは限りません。

●令和2年度入園者ひまわり体験保育の日程●

新規入園希望者・・・令和元年11月25日（月）～令和元年11月29日（金）

上記期間内で3日間、親子で通園。

（※体験保育を受ける園を選ぶことはできません。）

・ひまわり保育申請のフローチャート

1 申請受付

申請受付については4月入園の一次申請のみとなります。

2 体験保育

市役所よりどこでいつ行うか、通知を送付いたします。その指示に従い体験保育を行っていただきます。

3 判定委員会

ひまわり判定委員会による判定を行います。結果については市役所より1月頃に送付いたします。

※ひまわり判定の結果＝保育園の内定ではございませんのでご注意ください。

4 入園審査結果

1月中旬～下旬ごろに保育園の審査結果が届きます。内定の場合は通常の入園と同じく、健康診断面接を受けていただき、問題なければ4月1日より入園となります。

10 その他の保育制度

(1)一時保育（有料）

保護者が、仕事や就学等の理由により、児童の保育が困難な場合に、一時的に保育する事業です。ただし、定員に限りがあるため、ご注意ください。詳細については、各保育園へ問い合わせください。

一時保育を実施している園	いろは保育園	Tel070-3943-9128
	西原保育園	Tel070-3943-9129
	ステラ志木宗岡保育園	Tel485-1517
	ぷりえ保育ステーション	Tel424-2957
	館第一すぎのこ保育園	Tel423-9700

(2)家庭保育室補助（対象は0、1、2歳児クラスの児童です。）

一定の条件を満たす認可外保育施設を市が家庭保育室として認定し、一定の助成を行って利用しやすくしている民間保育施設です（ご利用には一定の要件が伴います）。

問い合わせ 子ども家庭課 Tel473-1111（代表）
Tel473-1689（ダイヤルイン）

(3)ファミリー・サポート・センター（有料）

保護者が残業で保育園のお迎えに間に合わない場合や、就職試験、リフレッシュなど、一時的（時間単位）に保育をしてほしい場合に利用できます。

子育ての援助をしてほしい人（お願い会員）と、手助けをしたい人（まかせて会員）が会員になり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせで紹介し子育て家庭を支援するシステムです。なお、利用にあたり、事前に会員登録が必要です。

問い合わせ ファミリー・サポート・センター Tel473-1125

(4)たんぽぽサービス（有料）

保育園などの送り迎えや一時的な保育、食事作り、買い物、掃除、洗濯などをお願いすることができるサービスです。

問い合わせ 志木市社会福祉協議会 Tel474-6508

(5)緊急サポート事業（緊急一時保育・病児保育・宿泊を伴う保育など）（有料）

仕事に行かなくてはならないのに子どもが急に熱を出した時、保護者が急に出張や残業になった場合など、一時的に保育をしてほしい場合に利用できます。子育ての援助をしてほしい人（利用会員）と、手助けをしたい人（サポート会員）が会員となり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせで紹介し、子育て家庭を支援するシステムです。

なお、利用にあたり事前に会員登録が必要です。

問い合わせ 緊急サポートセンター埼玉 Tel048-297-2903

(6)保育ステーション（送迎保育事業）（有料） 定員20名

市内の保育施設を利用している保護者が、通勤等の理由により、保育施設の保育時間内に送迎することが困難である場合、駅前でお子様をお預かりし、各保育施設へ送迎します。

なお、利用にあたり事前に登録が必要です。

また、利用申請の前に、必ず在園している保育園にお申出ください。

問い合わせ ぷりえ保育ステーション Tel048-424-2957



11 よくある質問

●認定について

Q1. 2号・3号認定を受けたら必ず保育園を利用できるのですか？

A. 認定を受けたからといって、必ず保育園を利用できるとは限りません。提出いただいた書類などに基づいて、市で利用調整をします。

Q2. 認定には有効期限などありますか？

A. 1号（教育標準時間）認定を受けた場合は、支給認定が効力を生じた日から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。

2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達するまでの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

Q3. どうやって認定証が届くのですか？

A. 保育園の入園申込みの結果と同封させていただきます。

Q4. 年度途中で3号認定から2号認定に変更となった場合、保育料は変更しますか？

A. 変更しません。次年度からの切り替えとなります。

●入園申込から内定について

Q1. 60歳以上の祖父母と同居しています。保育の必要性を証する書類は必要ですか？

A. 必要ありません。市では、18歳以上60歳未満の同居の方がいる場合、書類を提出していただいています。

Q2. 仕事をしながら学校に行っています。保育の必要性を証する書類は、就労の分も、就学の分も、どちらも必要ですか？また、その場合の保育の必要性はどのようにみなされるのですか？

A. どちらも必要です。基本的に、保育を必要とする事由は、2つ以上を兼ねることはできないため、どちらか、より必要性が高いとみなされる事由にて利用調整をします。

Q3. 令和2年8月で1歳になりますが、令和2年8月入園申込みからは1歳児クラスですか？

A. 0歳児クラスです。令和3年4月入園申込みから1歳児クラスになります。申込みクラスは4月1日現在の満年齢で決まります。

Q4. 育児休業中でも申し込みできますか？また、育児休業中に内定した場合、入園後いつまでに仕事復帰すればよいですか？

A. 育児休業中でも申し込みはできます。育児休業中に内定した場合は入園した月中に復帰する必要があります。

●その他

- Q1. 入園前面接の通知が届いたが、やっぱりこの保育園には通いたくない（通えない）。どうすれば良いですか？
- A. 子ども家庭課へ、「保育施設等入園辞退届」をご記入の上、提出してください。また、そのようなことが無いように、必ず、通える範囲の保育施設をご記入いただき、かつ、事前に保育内容の確認（例：土曜日保育の内容や園の方針、駐車場の有無や自宅からの通園ルート等）や園への見学を行っていただくことをお願いします。なお、入園辞退した場合1回につき10点が次回入園審査月より減点されますのでご注意ください。※保育ステーションの申し込みをしているが、利用できずに辞退する場合は、対象外となります。
- Q2. 空き状況を参考にして申請しようと思っているのですが・・・。
- A. 空き状況は市ホームページにて公開しております。しかし、空き状況更新後に空きが出る場合がございますので、申請の際は、現在の空き状況に関わらず、通える範囲の保育施設等を全てご記入ください。
- Q3. 4月申請時、まだ申請する児童が生まれていない場合はどうしたら良いですか？
- A. 氏名や生年月日等、未定の部分以外は記載したうえで、申請受付期間中に書類を子ども家庭課へ提出してください。ご出産後、再度記載の為您来庁をお願いしております。
- Q4. 就労証明書を何回も出すのはなぜですか？
- A. ご提出いただいた就労証明書にて、就労の実績や日数等、保育の必要性が確認できない場合は、再度の提出をお願いすることがあります。もし、提出が無い場合や、保育の必要性が確認できない場合は、退園していただく場合がありますのでご了承ください。

12 保育の実施基準表

別表(第2条関係)		保育園等利用調整実施基準表(令和2年度～)					
番号	保育の必要性の事由	細目		指数(父)	指数(母)	実施期間	
1	労働	居宅外労働・居宅内自営中心者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30	30	小学校就学前
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28	28	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26	26	
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態	28	28	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26	26	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24	24	
			月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態	26	26	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	24	24	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	22	22	
		上記の細目に該当しない居宅外労働・居宅内自営中心者		18	18		
		居宅内自営協力者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	29	29	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	27	27	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25	25	
			月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態	27	27	
1日6時間以上8時間未満の就労を常態	25			25			
1日4時間以上6時間未満の就労を常態	23			23			
月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態		25	25			
	1日6時間以上8時間未満の就労を常態		23	23			
	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		21	21			
上記の細目に該当しない居宅内自営協力者		17	17				
2	採用内定	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態とする内定	28	28		
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	26	26		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	24	24		
		月16日以上19日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	26	26		
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	24	24		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	22	22		
		月12日以上15日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	24	24		
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	22	22		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	20	20		
		上記の細目に該当しない採用内定		16	16		
3	内職	1日に4時間以上かつ1月に16日以上就労することを客観的に書面等で証明できる場合		13	13		
4	求職	勤務誓約書提出者		10	10	1月	
5	出産	産前6週、産後8週を含む月		—	21	平常月を含む3月以内	
6	心身障がい	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ^㉑ 、A		30	30	小学校就学前	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B		26	26		
		上記以外の障がい ^㉒ で保育が必要と認められるもの		24	24		
7	疾病	入院	1月以上にわたると見込まれるもの		30	30	
			1月未満と見込まれるもの		28	28	
		居宅	常時 ^㉓ 臥床している場合		30	30	
			精神機能系疾患、感染性の疾患又は特定疾患の場合		28	28	
			上記以外の疾病で保育が必要と認められるもの		20	20	
8	介護又は看護	臥床者・重度心身障がい者の常時介護、週5日以上 ^㉔ の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		30	30		
		週4日の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		27	27		
		週3日以下の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		24	24		
		上記以外の介護又は看護で保育が必要と認められるもの		20	20		
9	両親不存在	両親がいない場合(行方不明、収容、施設入所等を含む。)		30	30		
10	災害	火災等の家屋の損害その他災害復旧のため保育することができないと認められる場合		30	30		
11	就学等	就学、技能取得等のため保育することができない場合		1の労働の「居宅外労働・居宅内自営中心者」に準ずる。			
12	社会的養護	法令の規定に基づき特別な支援が必要であると認められる場合		30	30		
13	その他	1から12までに掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合		その事情を踏まえて決定する。			
備考							
1 時間は、始業から終業までの時間(休息及び休憩時間を含む。)とする。							
2 指数の算定は、保護者が2人のときは合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に30を加える。							

児童名	平成 年 月 日 生まれ	(歳児)
-----	--------------	-------

次の各号に該当する場合には、保育園等利用調整実施基準表により算出した指数に、それぞれ当該各号に定める指数を加算し、又は減算する。

(1) 保護者個人に係る調整指数

番号	条件	父	母
1	保護者が身体障害者手帳(1級又は2級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳(1級に限る。)若しくは療育手帳(A又はAに限る。)の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がい有すると認められる場合	5	5
2	保護者が身体障害者手帳(3級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳(2級に限る。)若しくは療育手帳(Bに限る。)の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がい有すると認められる場合	4	4
3	保護者が身体障害者手帳(4級から6級までに限る。)、精神障害者保健福祉手帳(3級に限る。)若しくは療育手帳(Cに限る。)の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がい有すると認められる場合	3	3
4	保護者のいずれかが、育児休業を取得しており、入園を希望する月の属する年度の末日までに勤務先で定める育児休業期間が満了する場合	1	1
5	保護者のいずれかが、市内保育施設において1日に6時間以上かつ1月に20日以上勤務し、又は入園する月から勤務することを確認することができる場合(入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。)	5	5
6	保護者のいずれかが、市内保育施設において5以外の条件により勤務し、又は入園する月から勤務することを確認することができる場合(入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。)	3	3
7	保護者のいずれかが、単身赴任中である場合	1	1
8	福祉事務所長が特に必要と認める場合	1~3	1~3

(2) 保護者世帯に係る調整指数

番号	条件	指数
1	ひとり親世帯又は両親不在世帯の場合(離婚調停中を含み、別居のみを除く。)	8
2	1以外のひとり親世帯 (行方不明、拘禁又は退院の見込みがない入院が原因である場合を含む。)	4
3	保育園保育料及び学童保育料に未納のある世帯 (納付の督促に対して誠意ある対応が認められない場合に限る。)	未納月数×-2
4	保育施設又は特定地域型保育事業への入園前面接の通知後に入園を辞退した場合(入園を希望する月の属する年度中適用する。)	辞退回数×-10
5	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の適用を受ける支援給付受給世帯の場合	2
6	入園を希望する児童について、家庭保育室、一時保育、家庭福祉員又はベビーシッター(親族以外の個人を含む。)から1日に4時間以上かつ1月に12日以上有償の保育(育児休業中における育児休業の対象となる児童に係る保育を除く。)を受けている場合(申請時において上記の条件にて利用している証明ができる場合に限る。)	2
7	入園を希望する児童が障がい有する場合	1
8	入園を希望する月において、未就学児(当該児童を含む。)が2人いる世帯	1
9	入園を希望する月において、未就学児(当該児童を含む。)が3人以上いる世帯	2
10	入園を希望する児童が多胎児である世帯(当該児童に係る入園に限る。)	2
11	児童の入園を希望する保育施設又は特定地域型保育事業に、既に当該児童の兄弟姉妹が入園し、又は入園が内定している世帯	3
12	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている同居の家族(当該児童又は保護者を除く。)がいる世帯	1
13	要介護3以上(在宅介護に限る。)の同居の家族(当該保護者を除く。)がいる世帯	1
14	入園を希望する月までに市内に転入する予定がなく、市内に勤務地がある場合	-6
15	入園を希望する月までに市内に転入する予定がなく、市内に勤務地がない場合	-8
16	2歳児までを保育の対象とする保育施設又は特定地域型保育事業を2歳児クラスで卒園した児童がいる世帯(当該児童に係る入園に限る。)	5
17	市内の認可外保育施設で1月に64時間以上の利用を常態としている場合において、当該施設の特設教育・保育施設又は特定地域型保育事業への移行に伴い、移行後の当該施設を第1希望とするとき	5
18	認可外保育施設で1月に64時間以上の利用を常態としている場合において、当該施設で入園を希望する月以降の保育を受けることができなくなるとき	5
19	社会的な養護が必要な世帯	3
20	福祉事務所長が特に必要と認める場合	1~3

同一指数世帯の優先順位表

番号	条件	該当
1	兄弟姉妹が保育園に在園中の世帯	
2	保育園保育料の滞納がない世帯	
3	保護者の育児休業取得により一度退園した児童が再度入園を希望する世帯	
4	疾病、心身障がい、介護又は看護、災害の順	
5	証明書等の提出書類が全て提出されている世帯	
6	前年度分の市民税所得割額が低額の世帯(これにより難しい場合は、前々年度分、前々々年度分の順により判断する。)	

※注意点

- 「調整指数」の(2)「保護者世帯に係る調整指数」の6については、入園申請締切り日までに、1日4時間以上1月に12日以上実績がある場合に加点されます。また、育休中等、私的理由での利用は加点対象外です。

令和2年度から、保育園等利用調整実施基準表が変更となりました

●変更となった項目とその理由

【調整指数】

① (1) 保護者個人に係る調整指数 5番～6番

新	旧
保護者のいずれかが、市内保育施設において1日に6時間以上かつ1月に20日以上勤務し、又は入園する月から勤務することを確認することができる場合（入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。）	保護者のいずれかが、市内保育施設において保育士として1日に6時間以上かつ1月に20日以上勤務し、又は入園する月から勤務することの確認ができる場合（入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。）
保護者のいずれかが、市内保育施設において5以外の条件により勤務し、又は入園する月から勤務することを確認することができる場合（入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。）（3点）	保護者のいずれかが、市内保育施設において保育士として5以外の条件により勤務し、又は入園する月から勤務することの確認ができる場合（入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。）（1点）

理由…保育士に限らず、事務員や看護師も不足している園が増えている現状を踏まえ、人員確保をするため。

② (2) 保護者世帯に係る調整指数 6番

新	旧
入園を希望する児童について、家庭保育室、一時保育、家庭福祉員又はベビーシッター（親族以外の個人を含む。）から1日に4時間以上かつ1月に12日以上有償の保育（育児休業中における育児休業の対象となる児童に係る保育を除く。）を受けている場合（申請時において上記の条件にて利用している証明ができる場合に限る。）	入園を希望する児童について、家庭保育室、家庭福祉員又はベビーシッター（親族以外の個人を含む。）から1日に4時間以上かつ1月に16日以上有償の保育（育児休業中における育児休業の対象となる児童に係る保育を除く。）を受けている場合（その期間が利用の申込みに係る選考の前日において1月以上である場合に限る。）

理由…一時保育を利用する世帯が増えているため。

13. 利用調整について

本市の利用調整については、下記の優先順位にて行っております。

1. 兄弟が入園している保育施設への転園希望者
2. 新規入園希望者
3. (1以外の) 転園希望者
4. 市外からの申請者（転入予定なし）

※転園希望者については、希望園への転園の内定時点で、在籍している園に戻ることはできません。